



Title	労働の新秩序と海洋漁業
Author(s)	今田, 清二
Description	説苑
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 8, 238-240
Issue Date	1940-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10683">https://hdl.handle.net/2115/10683</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	8_p238-240.pdf



## 労働の新秩序と海洋漁業

今 田 清 二

一  
労働の新しい秩序が興らうとしてゐる。ヴェルサイユ平和條約労働憲章に宣言された國際主義は既に亡びて國家主義が新に顯れ、自由主義は廢れて統制主義となり、温情主義は變じて階級闘争を否定する全體主義となつた。曾ては世界の諸國が労働憲章を以て労働政策の基本とし我が國に於ても國際労働機關の動向に即應して職業紹介法、最低年齢法、工場法等を或は制定し或は改正したが、其等の措置は孰れもヴェルサイユ労働體制の具現に外ならなかつたのである。ところが支那事變勃發後、國家總動員法は労働の諸部面にも發動し、職業能力申告令、従業者雇入制限令、技能者養成令、國民徵用令等々が相次で制定され、職業紹介關係法令の改正と相俟て労働統制は漸く強化した。労働

動員計畫が此等の法規と機構との下に軍需産業、生産

力擴充計畫産業、輸出産業並に交通運輸業等を對象として、樹立されてゐることは周知のことだ。新しい労働秩序が生れつゝあることに疑は無い。問題は新労働秩序の根本思想と海洋漁業労働の見方である。

### 二

海洋漁業に於ける労働の規律は、新労働秩序の思想の下に如何に觀念されるのであらうか。労働時間問題に關する見方の如き、ヴェルサイユ労働體制に於けると異なるものが無いであらうか。海洋漁業の労働時間は自然條件の支配の下に極めて不規則且強行的なるを常とする。殊に北洋漁業並に南氷洋漁業の如きは孰れも高緯度漁場に操業する結果、漁期には夜間が甚だ短く晝は當然の労働時間として休息は極度に減縮される傾がある。北緯（又は南緯）六十度地方では四月末から八月中旬（十月末から二月中旬）に至る迄は眞の夜な

く、六月末（十二月末）には午後十一時から午前一時僅か二時間の天文薄明時間あるのみである。斯る自然條件の下に母船式鮭鱒蟹又は鯨漁業の母船乗組船員は船員團體と雇主團體間の労働協約を以て「漁場ニ於ケル一日ノ労働時間ハ之ヲ十二時間トス、但シ……漁撈其他作業ノ状況ニ依リテ之ヲ十六時間迄延長スルコトヲ得」る旨規定してゐるが、過勞防止の爲有意義の規定と認むべきである。工場就業時間制限令（昭和十四年勅令一五七）には「工場主ハ十六歳以上ノ男子職工ヲシテ一日十二時間ヲ超テ就業セシムルコトヲ得ス」と規定してゐる本規定は軍需産業其他に従事する労働者の過勞防止を目的とするは明白である。労働時間を以て被搾取餘剩價值生産の時間なりとする階級對立的觀念に基く労働時間制限の規定でないのは云ふ迄もない。思ふに國家的全體主義の下に於ては、労働時間制限の根據は健康保全の一點に在る。労働新秩序の確立に伴ひ、海洋漁業労働の國家的任務は愈々強化されると共に、従業者の全時間と全能力が其の業務に捧げられることが社會的理想となるに至るであらう。

### 三

海洋漁業従業者は其の社會的生産に適應する可及的最大の賃金と、海洋の産業戰士としての名譽を享け、

且つ労働災害の扶助に關しては充分な法的保護を受くべきである。北洋漁業會社では昭和十五年度勞務者確保の爲め賃金五割引上を發表したところ、偶々九・一八停止令に際會し、北海道廳に於ては右賃金の引上は停止令に抵觸するものとして其の中止方を通達した。

其後北洋漁業の特殊事情が認識され、労働賃金三割方の引上は認められたが、北洋漁業の賃金負擔能力は遂に之より大なのである。賃金引上の抑制は現下低物價政策の臨時措置として止むを得ない事情に在るが、可及的最大賃金の原則として確認されなければならぬ。

海洋漁業従業者は、時局下の生産擴充及び輸出振興の立場に於て、重要な役割を持つのみならず、實に國際的海洋の第一線に立ち、海洋日本興隆の爲に戰ふ海洋の産業戰士である。南溟極地の氷海に或は朔北荒涼の北洋に、連月怒濤を冒し濃霧と戰ひ、晝夜の別無く激務に従事する。北洋現地ソ聯邦官憲の峻烈な取締と威壓との下に、黙々として只管漁業生産の任務完遂に精進する苦衷また深刻なるものがある。彼等海洋の産業戰士に對しては、須らく國民的感謝と名譽とが捧げらるべきものと信ずる。

海洋漁業労働の災害扶助に關しては今日法的保護が充分でない。北洋及南水洋母船式鮭鱒蟹又は鯨漁業の

母船は特殊漁船と稱せられ、船舶安全法、同施行規則

漁船特殊規則及び漁船特殊規程等に依り、母船として

必要な居住、衛生、救命、消防等の設備が要求され、

また一人一日最小額、飲料水三・六リットル七分搗米

八〇〇グラム其他一定の食料並に醫藥を備ふることを

要する。然し母船式漁業に於ける災害扶助は何等法令

に依つて強制されず、漁業會社又は漁業者團體の定む

る所に委されてゐる。露領水産組合の露領漁業被使用

者救恤規則は特に主務大臣の承認を経て定められてゐ

るが、此とても固より法的強制力を有しない。また北

千島の鱶詰工場には工場法が適用されるけれども、北

千島出漁々夫の災害扶助に付ては漁業會社の扶助規則

あるのみである。漁業會社又は漁業者團體の扶助規程

の内容が、工場法、労働者災害扶助法等に比較して勞

働者の爲不利だと云ふので無い。漁業災害扶助に關す

る法令制定の必要を指摘せんとするのである。漁業法

は既に三十年前に「漁業ニ従事スル者ノ雇傭並ニ雇人

及遺族ノ扶助ニ關シテハ勅令ヲ以テ規程ヲ設クルコト

ヲ得」と規定してゐるに鑑み、殊にまた北洋及び南水

洋漁業の自然條件並に國家的意義に鑑みるならば、此

等漁業の災害扶助は法令を以て之を規定し、國家的規

らう。

#### 四

要之、國家主義、統制主義而して階級鬭争を否定す

る全體主義に立脚する新労働秩序の下に於ては、労働

の規律は最も嚴正でなければならぬ。國家は労働者健

康検査、労働部隊編成、労働移動管理等、總動員的手

段を擴充して最精銳労働部隊を、海洋漁業其他産業の

第一線に送ると共に、第一線に於ては全時間と全能力

を傾倒せる、強行的労働の行はれるのを怪むべきでな

い。

他面に於て第一線産業労働者に對する物的報酬と名

譽とは最高なるを要し、また立法的手段を以て災害扶

助に間然するところ無きを期すべきである。温情主義

に依るのでない。鬭争主義に依るのでも勿論ない。新

労働秩序の下に於ては労働者の鬭争的言動が抑制され

ると共に、所謂温情主義には期待し難い高度の労働保

護を、國家は積極的指導に依つて實現すべきものと考

へる。